

2023 信州ダートチャレンジ

特別規則書

公 示

本競技会は一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとに国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則に準拠したJAFの国内競技規則とその付則、ならびに本特別規則書に従い、JAFスピード競技・クローズド競技会として開催される。

第1条 競技会名称 信州ダートチャレンジ

第2条 競技種目 ダートトライアル

第3条 競技の格式 クローズド

第4条 開催日程 第1戦 2023年4月23日（日）
第2戦 2023年6月4日（日）
第3戦 2023年7月16日（日）
※第4戦以降は未定

第5条 開催場所 名称：スポーツランド信州
所在地：長野市松代町豊栄字地藏1005-1

第6条 オーガナイザー Wild Nature Sport Club (WiNaSC)
(クラブコード：13386)

第7条 参加申込および参加費用

①参加申込先および問い合わせ先（大会事務局）

〒272-0822

千葉県市川市宮久保1-15-5（Yん不動産 内）

事務局長 吉田

電話：090-4756-4586 FAX：047-710-8971

メールアドレス：contact@sportsland-shinshu.com

②参加受付期限 開催日の1週間前

③参加料 一般：12,000円（複数人エントリーの場合、2人目以降は8,000円）
学生：8,000円（複数人エントリーの場合、2人目以降は5,000円）
※学生は30歳未満とし、申込時に学生証のコピーを添付のこと。

- ④提出書類 指定の参加申込書に必要事項を記載し、署名（自署）の上、上記申込先へ郵送またはスキャン（スマートフォンで撮影した写真も可）の上、メールにて送付すること。なお、郵送以外の方法で申込をした場合は、申込書原本を開催日当日に提出すること。

参加料は、開催日当日の受付時に現金にて支払うこと。

第8条 タイムスケジュール

ゲートオープン： 6：00
受付： 6：30～ 8：00
車検： 7：00～ 8：20
慣熟歩行： 6：30～ 8：20
ブリーフィング： 8：30～ 8：40
練習走行： 9：00～11：30
競技： 12：00～15：00（一人3ヒート走行）

第9条 参加車両

2023年度国内競技車両規則第3編スピード車両規則に適合した、AE・P・PN・N・SA・SAX・B・SC車両とする。ただし、オープンカーは不可とする。

第10条 クラス区分

クラス1：660cc以下の2輪駆動車
クラス2：660ccを超え1,500cc（PN車両は1,600cc）以下の2輪駆動車
クラス3：1,500ccを超える2輪駆動車および2,000cc以下の4輪駆動車
クラス4：2,000ccを超える4輪駆動車

第11条 参加資格

有効な自動車運転免許証の所持者であること。なお、18歳未満の参加者は親権者の承諾を必要とする。

第12条 参加受理

不受理の場合のみ、申込者に通知する。スポーツランド信州のホームページに掲載するエントリーリストをもって、受理証に代えるものとする。

第13条 一般安全規定

- ①6点式以上のロールバー、4点式以上のシートベルトを装着すること。
- ②長袖長ズボン、フルフェイス型のヘルメット、レーシンググローブを着用すること。
- ③コース走行中は、運転席側の窓は全閉すること。

第14条 車両検査

車両検査は、タイムスケジュールに従いオーガナイザー指定の場所で受けなければならない。技術委員長は、不適當の判断した箇所について修正を指示することができる。修正を指示された車両は、再度検査を受けなければならない。

第15条 再車両検査

競技終了後、上位入賞車両に対し、再車両検査を行う場合がある。再車両検査を含め車両検査を拒否した場合、その参加者は失格とする。

第16条 慣熟歩行

慣熟歩行は、タイムスケジュールに従い各自徒歩にて行うこと。

第17条 競技

- ①競技は原則としてオーガナイザーが指定したゼッケン順に行い、3回走行しベストタイムが成績となる。
- ②スタートは競技長が指定した位置からのランニングスタートとする。
- ③計時はストップウォッチ2個以上で計測を行い、その平均（1／100秒）を記録とする。
- ④複数人エントリーについては、上限は定めない。

第18条 信号表示

日章旗：スタート合図
黄旗：パイロンタッチ
黒旗：ミスコース
赤旗：危険有りただちに停止
緑旗：コースクリア
チェッカー旗：ゴール合図

第19条 順位決定

順位決定は、成績の最も短いタイムを記録した者を上位とする。同タイムの場合は、次の優先順位で順位を決定する。

1. セカンドタイムの良好な者
2. サードタイムの良好な者
3. 気筒容積の小さい順
4. 競技長の決定

第20条 罰則規定

- ①スタートの指示に従わない場合およびスタート合図後10秒を経過してもコントロールラインを通過しない場合は、当該ヒートの出走の権利を失うものとする。
- ②コース上のパイロンに接触した場合は、1回につき5秒を加算する。
- ③競技役員にミスコースと判断された場合は、当該ヒートを無効とする。

第21条 失格規定

次の行為をした場合は失格とする。

1. 競技役員の指示に従わない場合
2. コースアウト等により、他の参加者やコース設備に損害を与えた場合
3. 技術委員長の承認を得ずに車両を変更・改造した場合

第22条 損害の補償

- ①参加者は、理由の有無を問わず、参加車両およびその附属品が破損、紛失、盗難等を受けた場合、各自がその責任を負わなければならない。
- ②参加者ならびにゲストは、JAF、オーガナイザー、競技役員ならびにコース管理者が一切の損害補償に対する責任を免除されていることを了承していなければならない。すなわち、競技役員がその役務に最善を尽くすことは当然であるが、もしも、役務遂行等によって起きた損害であったとしても、参加者およびゲストの死亡、負傷ならびに車両等の損害に対しては、一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第23条 抗議

参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、これに対して抗議する権利を有する。

1. 抗議を行う時は必ず文書により理由を明記し、国内競技規則に規定する抗議料を添えて競技長に提出しなければならない。
2. 抗議が正当と裁定された場合、抗議料は返還される。
3. 抗議により発生した分解検査費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者、正当と判断された場合は抗議対象者が負担する。分解整備等の費用は技術委員長が算定する。
4. 審判員の判定および計時装置に関する抗議はできない。
5. 審査委員会の裁定は、抗議に宣告される。
6. 技術委員の決定に対する抗議は決定直後に、成績に関する抗議は暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。

第24条 賞典

各クラス上位3位までに賞品を授与する。ただし、参加人数の30%を限度とする。

第25条 記載されていない事項

- ①記載されていない事項については、JAF国内競技規則とその付則およびFIA国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。
- ②本規則書発行後、JAFにおいて決定され公示された事項は、すべての規則に優先する。

以上